

技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現 状

(1) 技能労務職員の職種別平均給与月額等の状況

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
野田市全体	53.1 歳	56 人	358,667	419,994	397,260
清掃職員	53.7 歳	30 人	368,297	430,062	409,969
用務員	50.5 歳	6 人	329,083	356,989	351,310
自動車運転手	50.0 歳	8 人	340,200	453,219	384,080
その他	54.8 歳	12 人	361,742	404,177	397,247
国	50.4 歳	2,876 人	287,447	—	329,358

(注) 1 平成 28 年 4 月 1 日現在の状況。

2 「平均給与月額」は、給料月額のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当など、月ごとに支払うこととされている全ての諸手当を含んだ額です。

3 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで計算したものです。

※ 国家公務員の給与は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの 2 年間、給与改定・臨時特例法に基づき、減額措置が講じられていました。

(2) 類似する職種の民間従業員の平均給与月額等の状況

職 種	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理業従業員	45.3 歳	290,300 円
用務員	55.2 歳	199,900 円
自家用自動車運転者	56.2 歳	255,300 円

(注) 1 賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成 25～27 年の 3 ヶ年平均)

2 「平均給与月額」は、基本給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当などのほか、超過労働給与額も含まれる額です。

3 「廃棄物処理業従事者」と「用務員」については、都道府県別データが公表されていないため全国平均を使用しています。

4 本市の技能労務職員と、類似する職種の民間従業員については、年齢、業務内容、雇用形態等において、完全に一致しているものではありません。

(3) 技能労務職員の職種別、年齢別平均給与月額等の状況

区分	40歳未満		40歳以上 50歳未満		50歳以上		合計	
	職員数	平均給与 月額	職員数	平均給与 月額	職員数	平均給与 月額	職員数	平均給与 月額
野田市全体	—	—	14人	395,903円	42人	428,025円	56人	419,994円
清掃職員	—	—	6人	418,925円	24人	432,846円	30人	430,062円
用務員	—	—	3人	341,230円	3人	372,747円	6人	356,989円
自動車運転手	—	—	4人	412,342円	4人	494,096円	8人	453,219円
その他	—	—	1人	356,028円	11人	408,555円	12人	404,177円

(4) 技能労務職員の給与制度

① 給料表

一般職員の行政職給料表（2）を適用

② 昇給基準

一般職員に準じて毎年1月1日に前1年間の勤務成績に応じて、4号給昇給
55歳に達した日後最初に到来する4月1日以後は、標準の成績では昇給しない。

ただし、当分の間、標準の成績でも55歳に達した日後最初に到来する4月1日以後は
2号給、57歳に達した日後最初に到来する4月1日以後は1号給昇給

③ 諸手当

一般職員に準拠

2 見直しに向けた基本的な考え方

技能労務職員の給与については、同一又は類似の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮し定めることとされていることを踏まえ、民間と均衡のとれた適正な水準となるよう、給与等の見直しを検討していきます。

3 見直しの具体的な取組内容

平成15年6月から職種に応じた給料表を適用すべきとの考え方から、行政職給料表（2）を導入しました。

また、平成18年4月から一般職員と同様に給与構造の見直しを行い、平均4.8%給与水準の引下げを実施しました。

さらに、平成25年1月から一般職員に準じて経過措置付きで55歳超の昇給抑制を実施しました。

4 その他

技能労務職員が行う業務について、引き続き業務の見直しを行い、民間委託を積極的に推進します。